

教科書等の著作・監修の印税および 監修・閲読料等の支払に関する申し合わせ

第1条 本申し合わせは、教科書および技術書（以下教科書等と呼ぶ）の著作・監修の印税および監修・閲読料等の支払に関する事項を定める。

第2条 著作者および監修者に対し、教科書等の印税を支払う。支払い額の見直しは出版事業委員会が行う。支払い額（消費税を除く）の算定基準は、次による。

(1) 印税率は次に示す率とし、印税額に発行部数を乗じた額を支払う。

(a)教科書：10%、教科書以外：8%

(b)監修者がいる場合は、上記印税率の範囲内で著作者と適宜配分する。

(2) 支払いの時期と印税額は、原則として次のようにする。

初回：新刊・改訂初版および重版発行後6ヵ月以内に発行部数の70%に相当する額を支払う。

初回以降：残る30%は、重版が発行された時点で支払う。

ただし、重版が不可能になり改訂初版が発行された場合および、廃刊が決定された場合は、その時点での在庫が発行部数の

・30%以上ある場合は支払わない。

・30%以下の場合に残る全額を支払う。

(3) 著作者が複数名の場合は、上記額を執筆の分担ページ数に応じ比例配分し各々に支払う。

(4) 著作者が死亡の場合は、その遺族に支払う。

(5) 日本語から他言語に翻訳された本については、相手出版社との交渉で得られた印税の50%を国内発行時と同じ配分率で著者（監修者含）に支払う。

技術報告単行本の翻訳本については、相手出版社との交渉で得られた印税の25%を部門、25%を国内発行時と同じ配分率で著者（監修者含）に支払う。

第3条 閲読者には、仕上り出版物1ページにつきA5判400円、B5判500円で算出した額の閲読料を支払う。

(補足)「監修」とは、著述や編集に携わり監督することという。

「閲読」とは、原稿を精査し正誤・適否を確かめ改めることをいう。

(改廃等)

1. 平成3年3月、理事会において承認。
2. 平成10年9月、出版事業委員会において一部改正。
3. 平成13年4月、出版事業委員会において一部改正。
4. 平成19年2月、出版事業委員会において一部改正。
5. 平成26年2月、出版事業委員会において一部改正。